

「たてわり行政をこえる住まいの連携」

～住宅と福祉の連携による居住支援の取組～

居住支援の必要性と

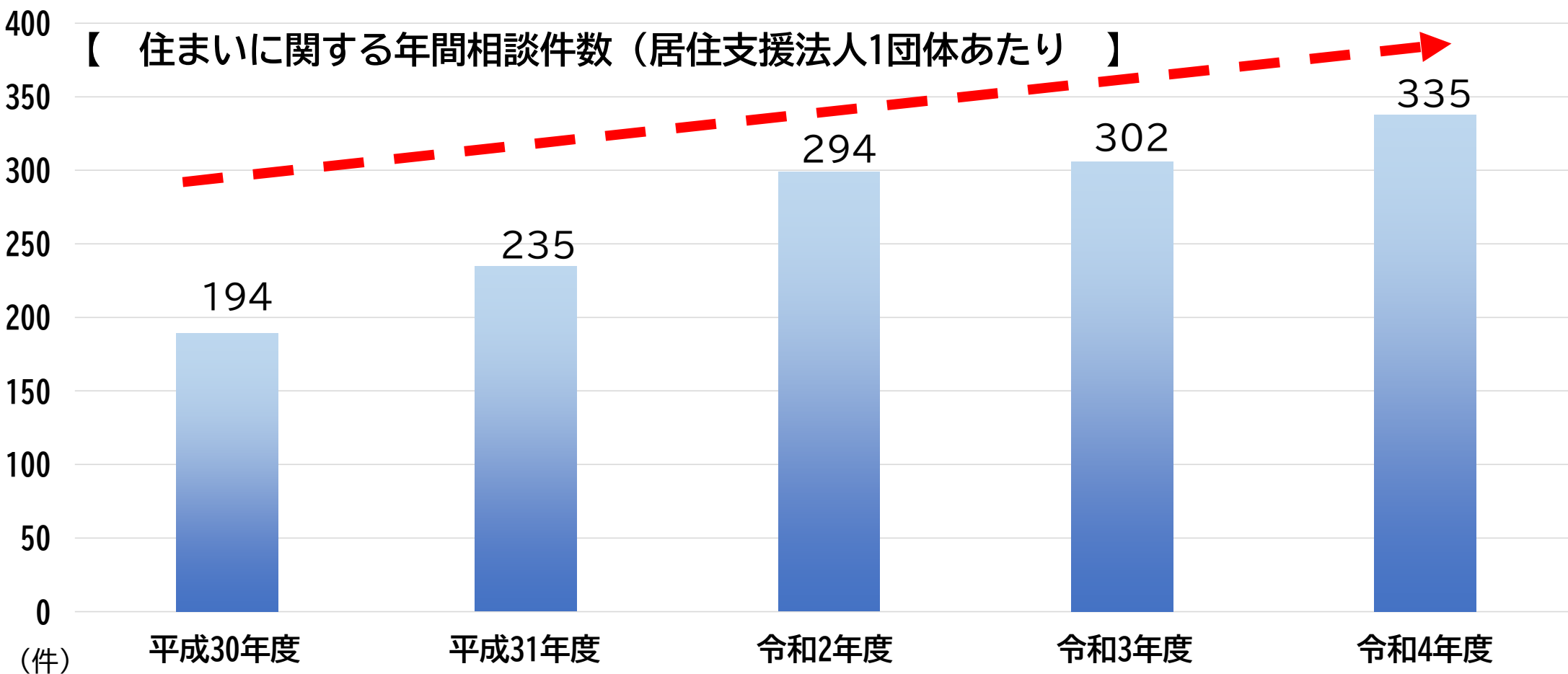
あだちお部屋さがしサポート事業



足立区

賃貸住宅への入居制限

【 住まいに関する年間相談件数（居住支援法人1団体あたり） 】



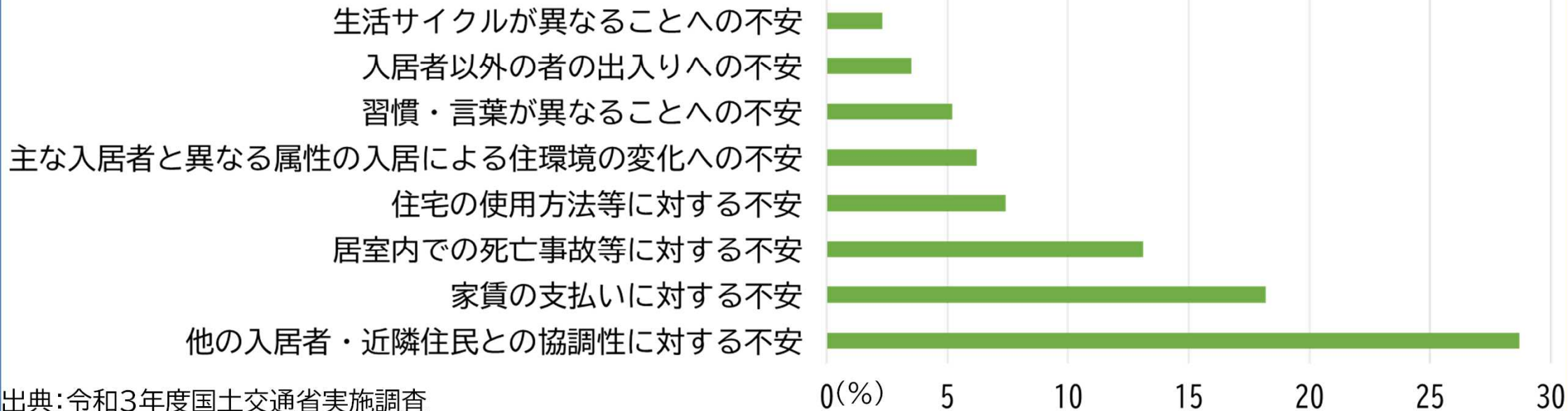
出典：令和5年度国土交通省実施調査
187団体にアンケート実施

現状課題 大家さん等の意識と入居制限の理由

【 住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人(大家等)の意識 】

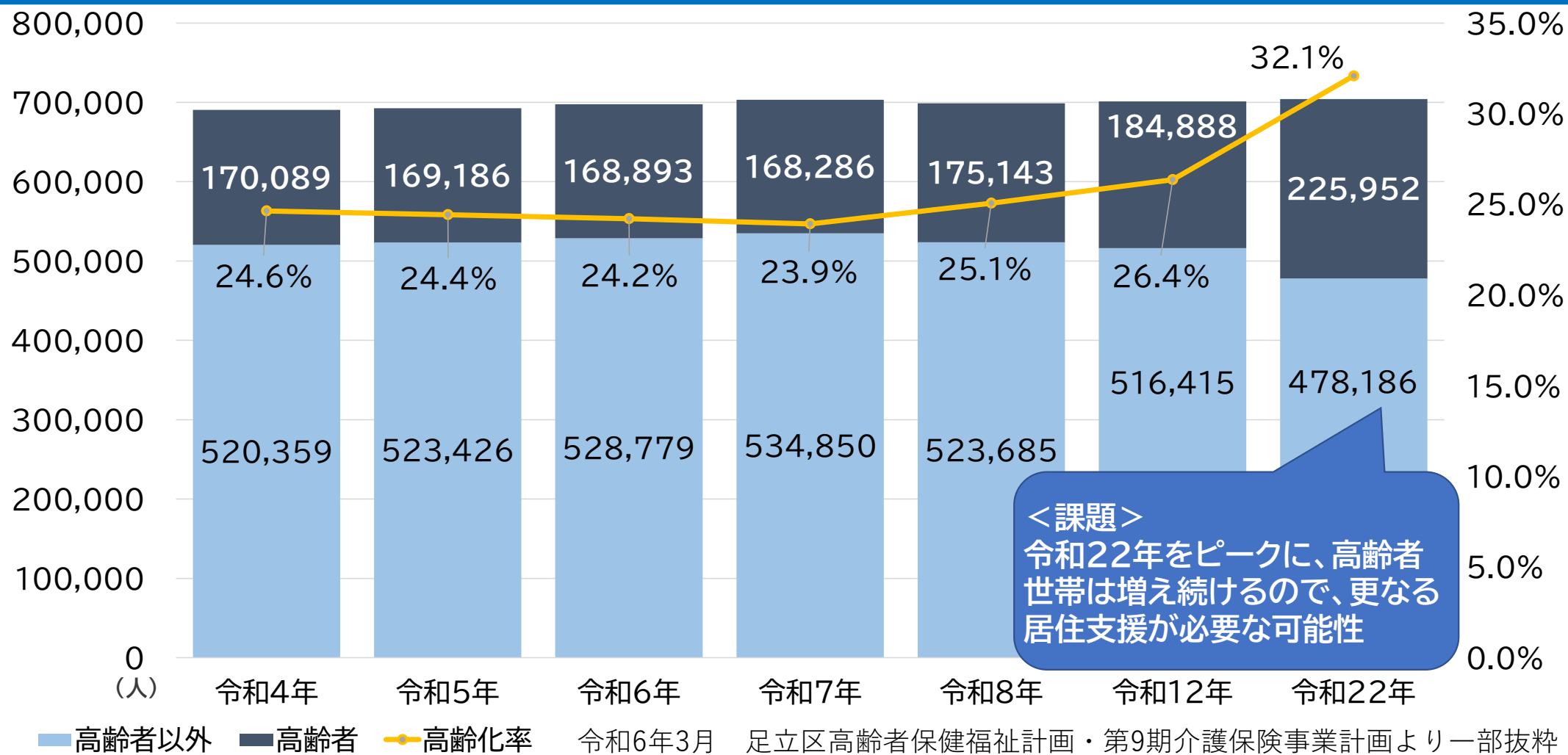
- ・ 高齢者に対して入居への拒否感 約66%
- ・ 子育て世帯に対して入居への拒否感 約18%
- ・ 障がい者に対して入居への拒否感 約66%
- ・ 外国人に対して入居への拒否感 約64%

【 賃貸人(大家等)の入居制限の理由 】



出典: 令和3年度国土交通省実施調査

区内高齢者人口及び高齢化率および増加率



現状課題 福祉部局と住宅部局の連携

福祉部局の課題：「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の構築」

福祉部局では、民間賃貸住宅に対する知識や情報が乏しく、高齢者等に住宅に関する情報提供が困難である。

住宅部局の課題：「立退き等を解消し、安定した住まい提供及び相談体制の構築」
住宅部局では、ハウカツや福祉サービス等のきめ細やかな情報提供が困難である。既存事業では不動産事業に情報のみ提供し寄り添っての対応はしていなかった

- 課題
- ① 行政と不動産団体がお互いの情報を共有することが重要
 - ② 事業を始めることが大事。現場のニーズを確認する必要がある。
 - ③ 担当者を決めて総合的にサポートしてくれる寄り添い体制が望ましい。
 - ④ 入居後も家主さんから相談を受ける仕組み等があれば、家主の安心に繋がる。
 - ⑤ ケアマネジャーや地域包括支援センター職員との連携は有効な手段である。

活動 福祉部局と住宅部局の連携

R1年度

高齢者の住まいの事業推進部会 設立（福祉部局＋住宅部局）

- ・高齢者の住宅確保に向けて民間賃貸住宅の活用を柱として検討
- ・高齢者の民間賃貸住宅への入居促進における課題の抽出

R2年度

足立区居住支援協議会 設立

- ・住宅確保要配慮者（高齢者等）の民間賃貸住宅への入居の妨げとなっている課題解決に向けた施策及び事業を検討

R3年度

あだちお部屋さがしサポート事業 開始

- ・不動産協会と協定を締結し、居住支援事業を開始
窓口相談等を住宅部局が担当し、入居後の見守りや助成を福祉部局が担当

活動 あだちお部屋さがしサポート事業

高齢者等(住宅確保要配慮者)

① 住宅課 窓口で入居相談

- 不動産関係や福祉関係の知識を備えた区の職員が、詳細条件のヒアリング
- 必要に応じて高齢者地域包括ケア推進課・住宅課・関係所管でケーススタディを実施

緊急を要する場合

住み替え等を希望する場合

区が不動産協会の2団体
へ事業を委託

② 緊急対応相談 (必要に応じて開催)

② 個別寄り添い相談 (月2回の定例開催)

③ 物件成約

区の助成

成約促進に向けた区による支援メニュー

家賃債務保証

見守り緊急通報システム

実績 あだちお部屋さがしサポート事業の実績と進捗

令和4年度

令和5年度

令和6年度

① 相談目標件数
250件

② 相談実績件数
295件

※ 部屋の成約率
48.5%
(※ 条件があう部屋を紹介して成約した方)

① 相談目標件数
260件

② 相談実績件数
384件

※ 部屋の成約率
48.2%

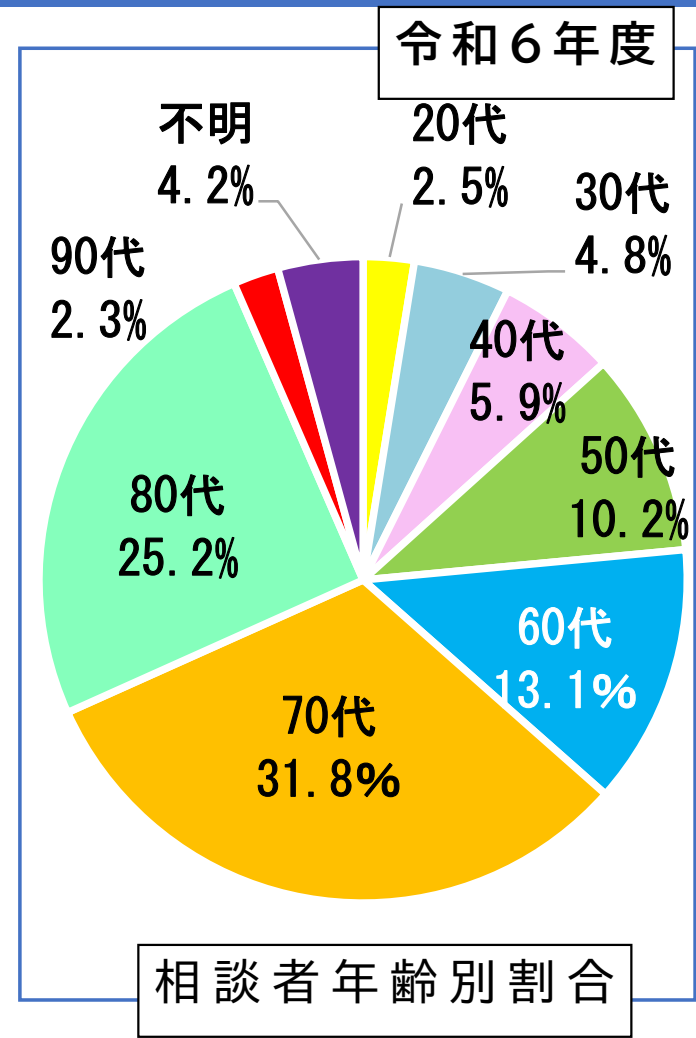
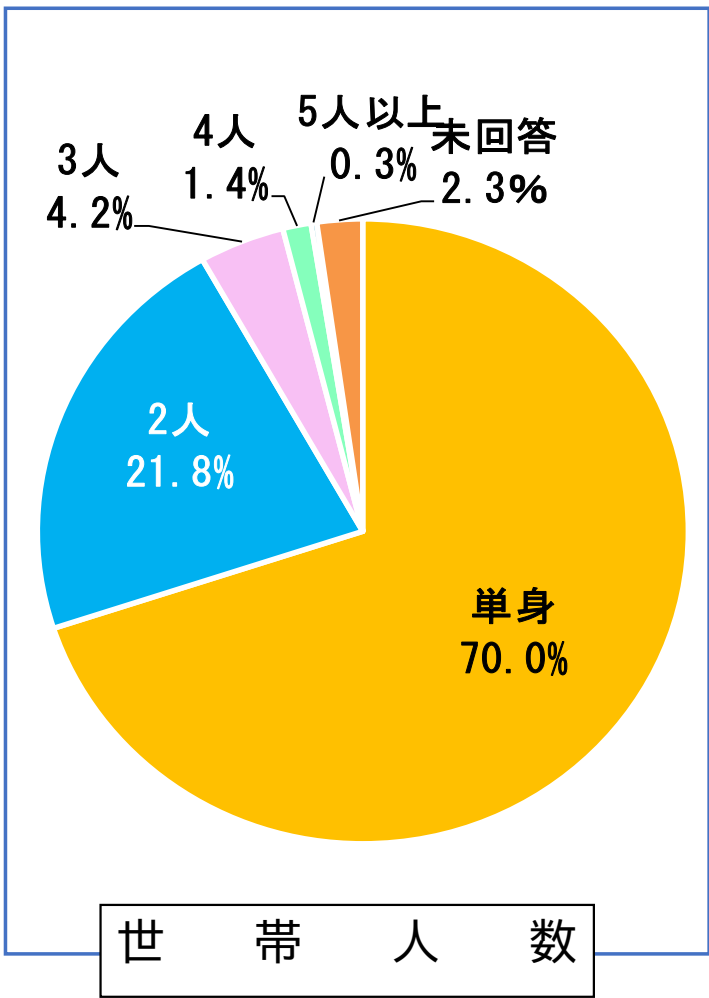
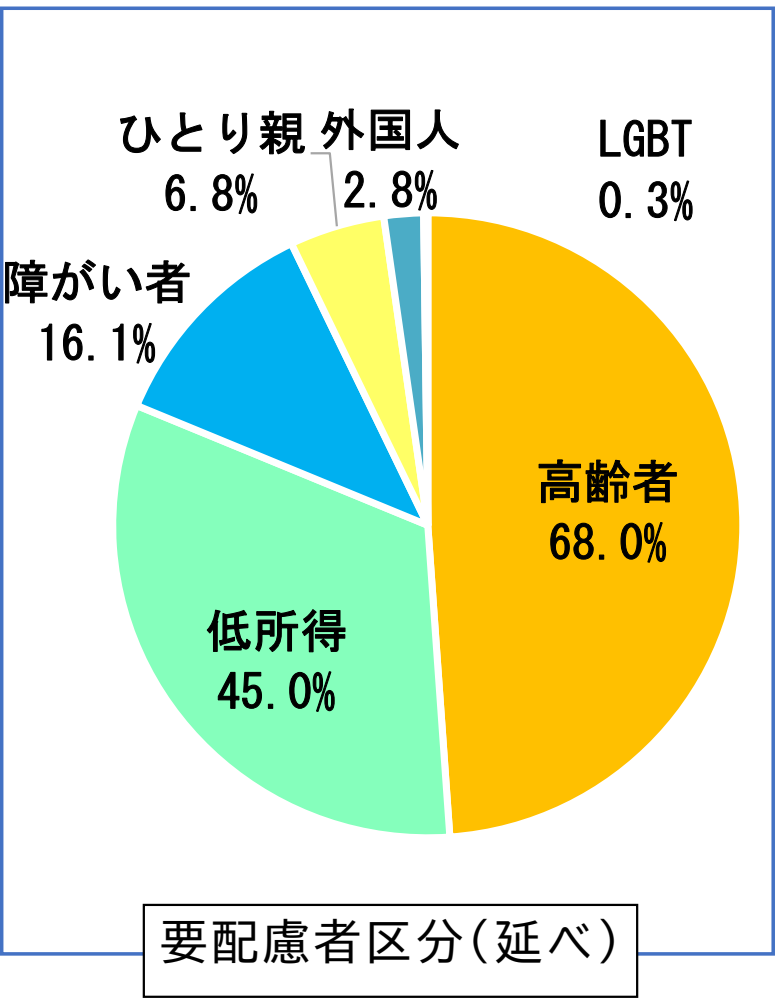
① 相談目標件数
260件

② 相談実績件数
374件

※ 部屋の成約率
57.6%

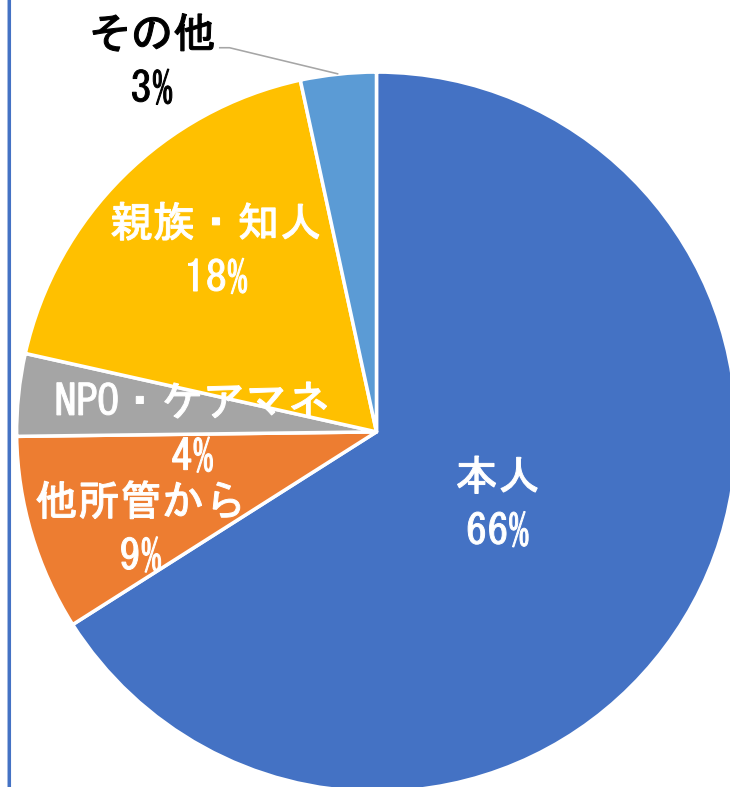
前年度比
1.3倍

実績 事業の実績および進捗

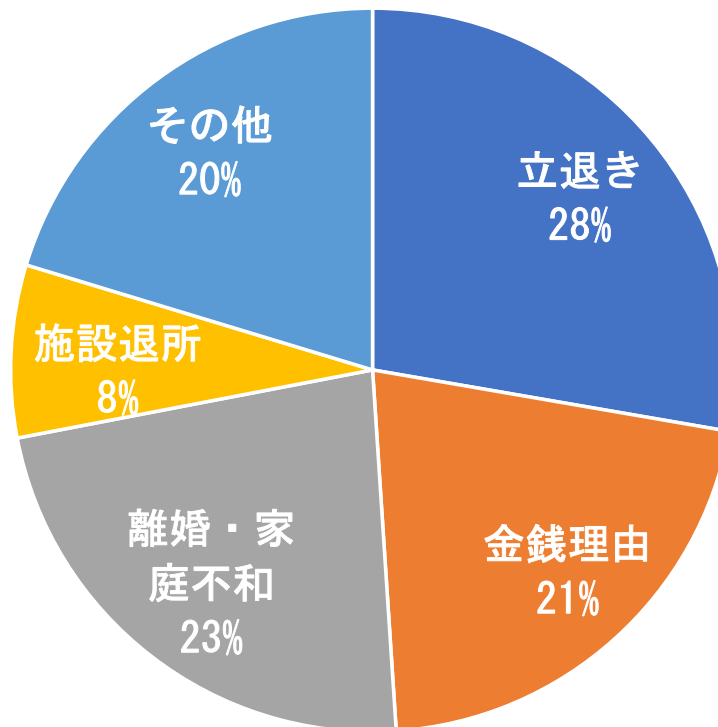


実績 事業の実績および進捗

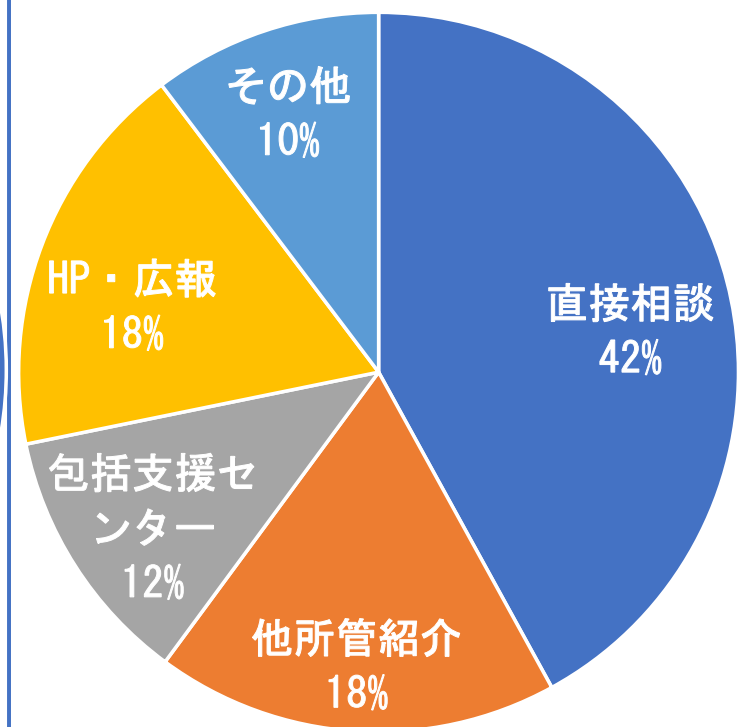
令和6年度



相 談 者



転居理由(延べ)



何 の 紹 介 か

取組 居住支援の必要性について

ひとり親

外国人

- 👉「あだちお部屋さがしサポート事業」
- ・主に「高齢者」「生活保護者」「外国人」

高齢者

生活
保護者

- 👉「UR賃貸住宅を活用した自立支援スキーム」
- ・自立支援を対象とした要配慮者
- ・主にバリアフリー住宅を希望している「身体障がい者」

L G B T

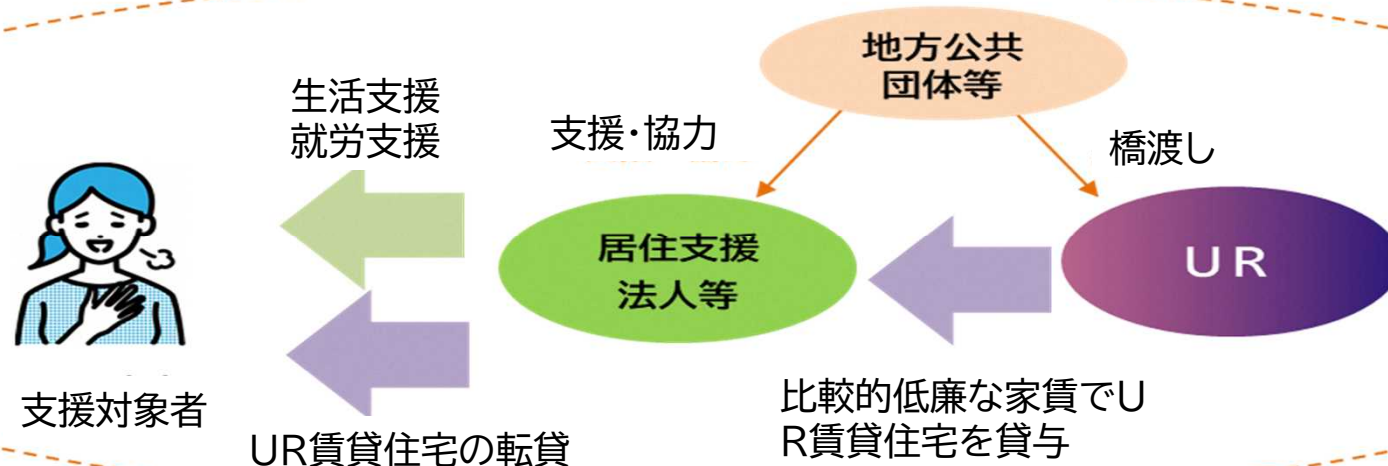
障がい者

- 👉「東京都住宅供給公社と連携した取組(家賃低廉化)」
- ・「ひとり親」「児童養護施設等退所者」「大学生」

取組 UR賃貸住宅を活用した自立支援スキーム

- URと足立区が連携し、入居者に対する生活支援や就労支援を行う居住支援法人等にUR賃貸住宅の空き住戸を賃貸する取り組み
- URと居住支援法人等が賃貸借契約を締結し、居住支援法人等が生活支援や就労支援の対象者に住宅を転貸する取組み
- 契約期間中に自立可能な支援対象者(例:一時的な離職者、母子世帯)を想定した取り組みであるため、3年間の定期建物賃貸借での契約となるものの、比較的低廉な家賃で契約が可能

～イメージ～



取組 東京都住宅供給公社と連携した取組み

東京都住宅供給公社

- ・空住戸の提供、入退去の管理
- ・入居条件の審査
- ・専用住宅の登録
- ・補助金申請手続き等

賃 貸 借 契 約
(定期借家 最大10年間)

児童養護施設等退所者 大学生・ひとり親世帯

- ・入居申し込み
(施設は入居者の推薦)

協 定 締 結
家 賃 低 廉 化 補 助
(対象費1/2最大月額4万まで)

住宅セーフティネット制度

セ ー フ テ ィ ネ ッ ト
住 宅 の 公 募

子どもの貧困・ 若年者支援課 親子支援課

- ・予算確保
- ・対象者へ公募

足 立 区

住宅課

- ・要綱の策定
- ・補助金申請手続(国・都へ)
- ・完了届、報告手続き(国・都へ)
- ・台帳、図書の整理

国・東京都

- ・区へ補助金支出

方針 居住支援の必要性について



ご清聴いただきありがとうございました。

足立区
福祉部 高齢者地域包括ケア推進課
都市建設部 住宅課